

生衛組合に加入すると こんなメリットがあります

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、
中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業
(都道府県によっては、組合設立のない業種もあります。)

特別利率の
生活衛生融資

団体保険で
保険料の節約

経営に必要な
情報の入手など



詳しくは裏面をご覧ください

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

指導センターは生活衛生業と生衛組合の活動をサポートしています
組合に関するお問い合わせはお近くの都道府県指導センターまで

OO県指導センター

検索